

衣川台自主防災部 防災計画《別紙》

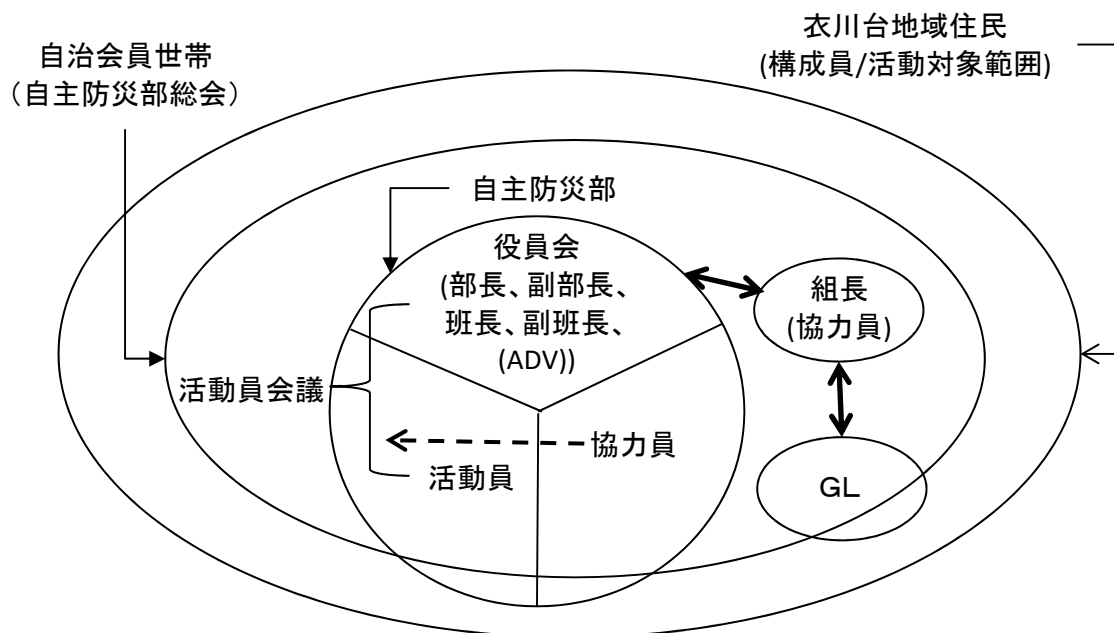
令和2年1月12日 改正

目次

- 《別紙1-1》衣川台自主防災部構成員と自治会員・全住民の関係概念図
- 《別紙1-2》災害時の衣川台共助図(グループの共助と災害対策本部からの共助)
- 《別紙2》衣川台自主防災部 会議体
- 《別紙3》衣川台自主防災部 会議体の関係図
- 《別紙4》自主防災部と自治会の組織関連図
- 《別紙5》衣川台自主防災部 組織・役割
- 《別紙6》衣川台自主防災部 関係先(関係機関・組織)
- 《別紙7》衣川台自主防災部 安否確認とその対応要領
- 《別紙8》情報1 安否確認シートA(見本)
- 《別紙8》情報1 安否確認シートA(見本)(裏)
- 《別紙9》情報2 安否確認シートB(組長用)(見本)
- 《別紙10》安否確認シートC(本部集計表)(見本)
- 《別紙11》要支援者名簿(見本)
- 《別紙12》一時避難者受付名簿(書式)
- 《別紙13》近隣の医療機関
- 《別紙14》衣川台周辺AED設置場所
- 《別紙15》災害時の初動チーム態勢
- 《別紙16》大雨・土砂災害への対応

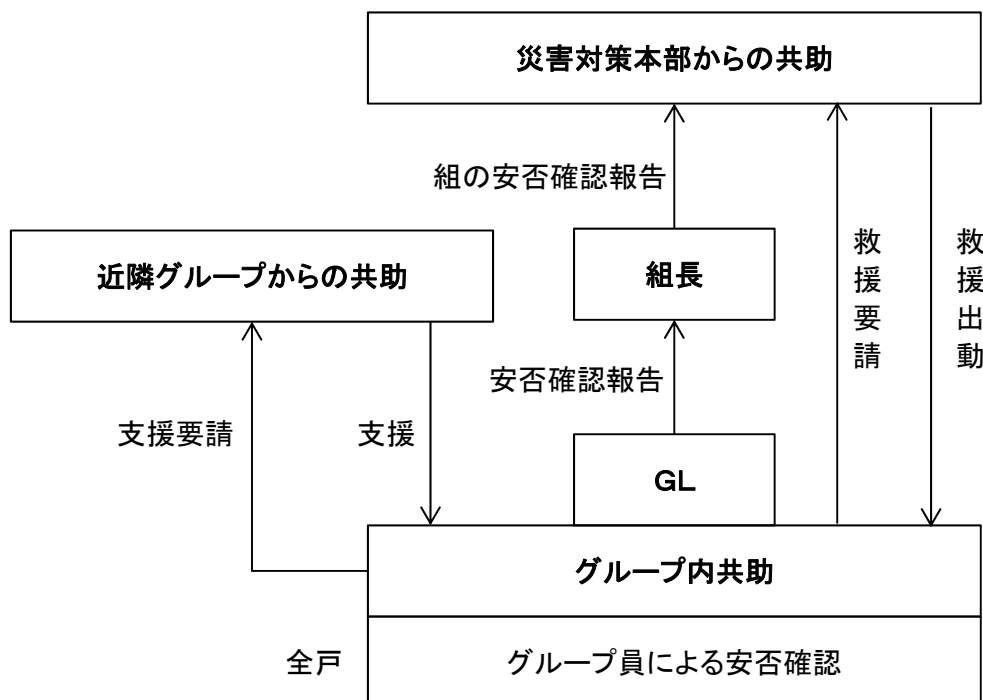
《別紙1-1》 衣川台自主防災部構成員と自治会員・全住民の関係概念図

H28年3月20日 作成
衣川台自主防災部 事務局



《別紙1-2》 災害時の衣川台共助図(グループの共助と災害対策本部からの共助)

H29年6月29日 作成
衣川台自主防災部 事務局



《別紙2》衣川台自主防災部 会議体

H28年3月20日 作成
衣川台自主防災部 事務局

会議名	開催頻度	招集者	出席者	審議事項
総会	定例 1回/年 及び必要時臨時開催	部長	自治会員(世帯)	規約の改正 年度事業計画・予算 年度事業報告・会計報告 役員の選任 部長が必要と認めた事項
役員会	6回/年 程度	部長	防災部役員(部長、筆頭副部長、 副部長、事務局長、事務局員、 活動班班長および副班長) アドバイザー(*)	総会付議事項 防災活動の企画立案及び実施結果
活動班会議	随時	各活動班班長	各活動班班長・副班長・活動員 および協力員 (必要に応じ事務局出席)	各活動班の活動事項審議
活動員会議	3回/年 程度	筆頭副部長	防災部役員、活動員、 アドバイザー 必要に応じ協力員	防災活動の報告と説明および意見聴取
事務局会議	随時(1回/月 程度)	事務局長 (統括班長)	事務局長、事務局員、部長、筆 頭副部長、アドバイザー(*)	活動全般についての企画、検討

①出席者は、議題に応じ、上表以外に追加することもある。

(*)必要に応じて出席を求められる。

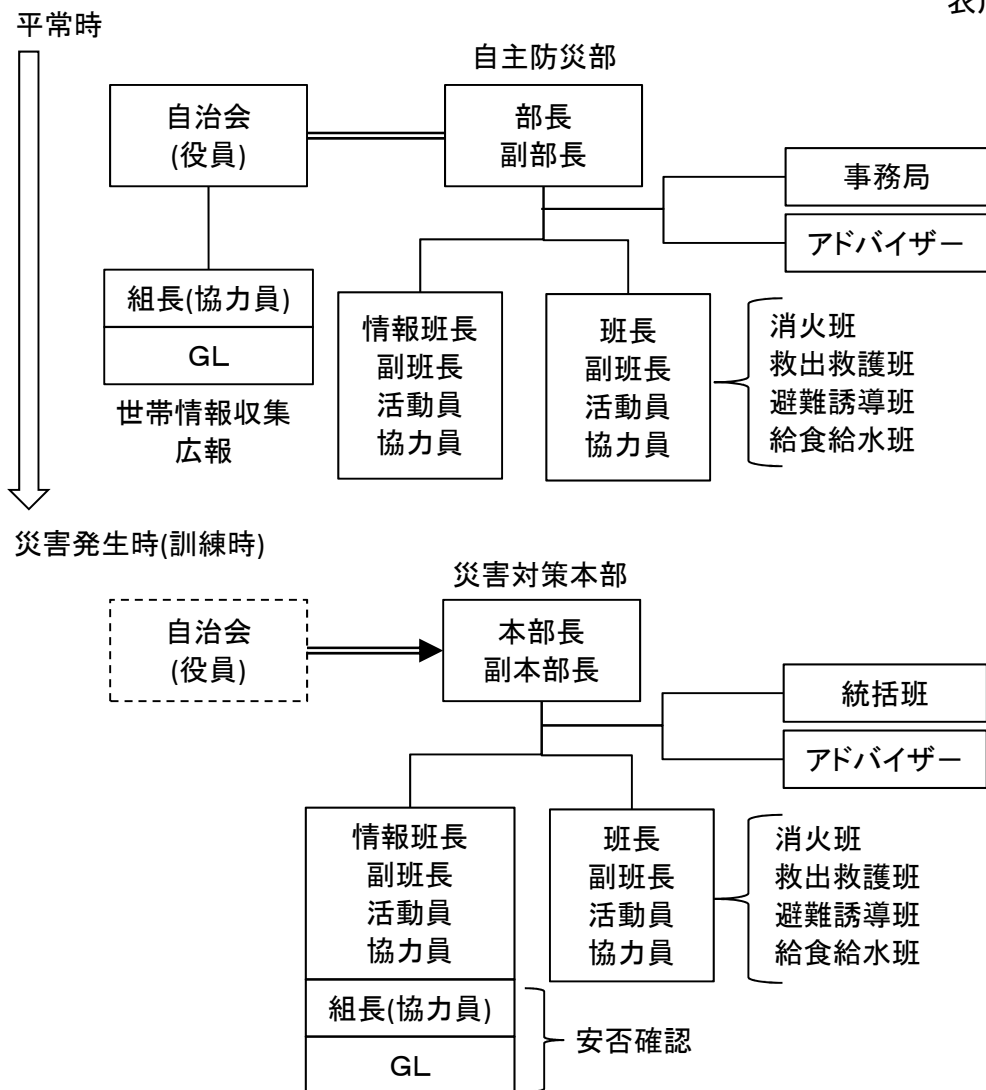
《別紙3》衣川台自主防災部 会議体の関係図

H28年3月20日 作成
衣川台自主防災部 事務局



《別紙4》 自主防災部と自治会の組織関連図

H28年3月20日 作成
衣川台自主防災部 事務局



《別紙5》衣川台自主防災部 組織・役割

2019年1月13日 改訂
衣川台自主防災部 事務局

＜震度5弱以上の地震発生時、役員・活動員・協力員は世帯と自身の安全を確保・安否確認報告後、南自治会館に集合＞

自主防災部組織			役員 (*1)	平常時の役割	震度5弱以上の地震・災害発生時の役割	備考
部長			○	防災部代表・統括、事務局メンバー	災害対策本部長、総合指揮	自治会長が就任
筆頭副部長			○	部長補佐・代行、防災部運営責任者、事務局メンバー	本部長補佐・代行	(*4)
副部長			○	部長補佐・代行	本部長補佐・代行	自治会副会長が就任
事務局	事務局長		○	防災部運営責任者、防災全般に関する訓練・啓発活動等統括	統括班長に移行	(*4)
	事務局員		○	事務局長補佐、資機材管理(全体)、文書管理、鍵管理、会計	統括班副班長に移行	
統括班	班長		○	---	情報の統括・本部長補佐	
	副班長		○	---	班長補佐・代行	
活動班	情報班	班長	○	安否確認用世帯情報収集、広報活動等統括	安否確認等情報連絡統括	
		副班長	○	班長補佐	班長補佐・代行	1名は自治会副会長
	消火班	班長	○	消火器管理、防火・消火に関する訓練・啓発活動等統括	消火活動を統括	
		副班長	○	班長補佐	班長補佐・代行	
	救出救護班	班長	○	救出救護資機材保守、救出救護に関する訓練・啓発活動等統括	被災者の救出救護、及び要援護者の一時避難支援を統括	
		副班長	○	班長補佐	班長補佐・代行	
	避難誘導班	班長	○	避難時使用資機材保守、避難誘導に関する訓練・啓発活動等統括	避難場所への避難行動統括	
		副班長	○	班長補佐	班長補佐・代行	
	給食給水	班長	○	給食給水に関する訓練・啓発活動等統括	炊き出し、配食、給水活動統括	
		副班長	○	班長補佐	班長補佐・代行	1名は自治会副会長
アドバイザー(*2)			—	役員(会)、事務局(会議)、活動班(会議)へのアドバイス	災害対策本部へのアドバイス	自治会員より選任
各活動班(*3)	活動員			班長・副班長の指示に従い活動。意見具申。	班長・副班長の指示に従い活動	
	協力員			活動員の支援。必要に応じて活動員会議出席を求められる。	活動員の支援	

(補足) 自治会協力員(組長)、グループリーダー(GL)の役割

		平常時の役割	震度5弱以上の地震・災害発生時 の役割	備考 (就任区分等)
自治会協力員	組長	GLの選任、安否確認世帯情報調査の組内集約、広報	安否確認の実施・報告、応急対応(近隣住民と協力)、対策本部への緊急連絡。	災害時、組長不在の場合は前年度組長が代行
同上(副)	前年度組長	組長の補佐		
GL		担当グループの安否確認世帯情報調査、組長への報告、広報		

＜注＞ (*1) 役員会メンバー(自治会員より選任)

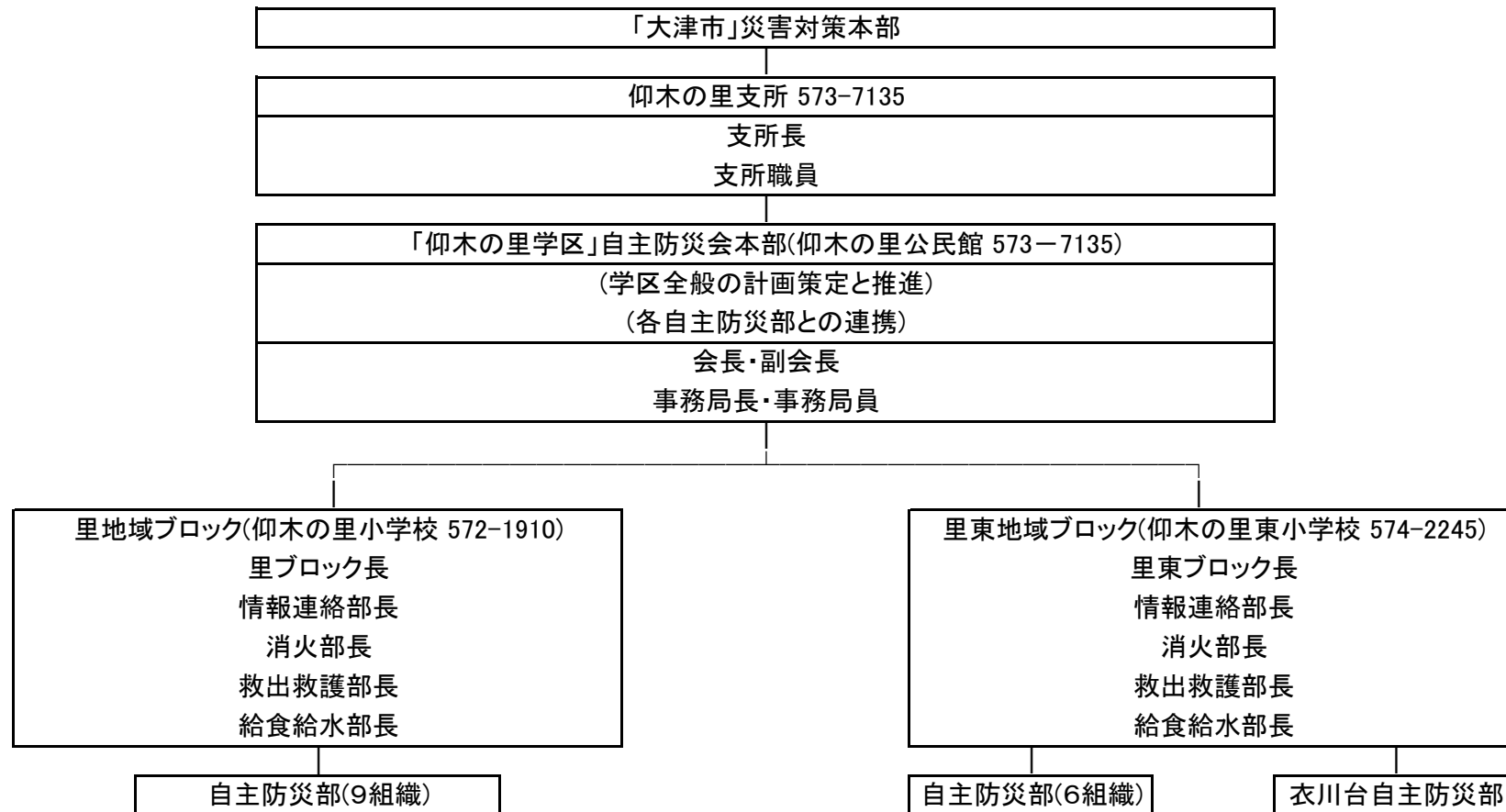
(*2) 必要に応じて役員会、事務局会議への出席を求められる。

(*3) 活動員・協力員はいずれかの活動班に所属するものとする。

(*4) 平常時は、筆頭副部長と事務局長が連携して防災部の運営を行う。

《別紙6》 衣川台自主防災部 関係先(関係機関・組織)

H28年3月20日 作成
衣川台自主防災部 事務局



【関係機関】

大津市役所	523-1234	大津市保健所	522-6755
大津市消防局	522-0119	大津土木事務所	524-2812
大津市北消防署	572-0119	大津市企業局(ガス・水道)	523-1234
大津北警察署	573-1234	関西電力滋賀支社/営業所(電気)	0800-777-8061(コールセンター)
		NTT災害用伝言ダイヤル	171

《別紙7》 衣川台自主防災部 安否確認とその対応要領

H28年3月20日 作成
衣川台自主防災部 事務局

1. 安否確認情報の連絡ルート(基本ルート)

情報	情報の集約・連絡者	要領
世帯情報 ↓ グループ情報 ↓ 組情報 ↓ 全体情報	世帯代表者 ↓ グループ・リーダー又は代行者 ↓ 組長または前年度組長 ↓ 対策本部/情報班	リーダー前に集合・通知 ↓ 集約し連絡 ↓ 集約し連絡 ↓ 集約・対策本部内報告

2. 緊急救援要請・安否確認情報連絡の緊急度

①緊急救援要請	人的被害(生命・怪我)・火災	最迅速(緊急連絡)
②安否確認情報連絡	安否確認情報連絡書式による	緊急対応後速やかに

3. 救出・救護・消火活動の対応ステップ

救出 救護 消火	①第1ステップ:「助け合い」をグループ・組の構成員で行う。 ②第2ステップ:対策本部(各活動班)が出動する(活動班と住民の協力)。 ③第3ステップ:防災会・行政機関等の救援を求める。
---	--

安否確認シートA (GL、各世帯用)

1組

第1G

GL氏名:

代理:

世帯情報提出日: H 年 月 日

世 帯 情 報 (調査時記入)				安 否 確 認 時 記 入 (災害時・訓練時等)					
世帯名	世帯人数	要援護者		在宅人数	けが人数	火災発生	G要支援	本部要支援	要援護者 支援要否
		氏名(年齢) [印/署名]	避難時支援方法						
〇〇	3	A男(年齢) [印/署名]	肩を貸す						要 不要
□□GL	1				在宅人数は来客等を含めた人数を記入				
△△	2	B子(年齢) [印/署名]	手を引く						要 不要
◇◇	5								
		世帯名GLはグループリーダーを表す。							
合計	11		合計⇒						←合計数
世帯数			在宅世帯数						

《震度5弱以上の地震や災害が発生したら》

各世帯は世帯内の安否を確認し、GLに口頭で報告してください。

GLは各世帯の安否確認報告を本シートに記入し、組長に渡してください。

- 地震の震度は、NHK等が放送する地震速報、大津市防災メール等で通知される「大津市の震度」とする。
- 各世帯は世帯内の安全を確保した後、直ちに安否確認を行い、GLに口頭で報告する。来訪者があれば来訪者も含めて安否を報告する。
- GLは自宅前に立って各世帯からの安否確認報告を受け、在宅人数、在宅世帯数、けが人数、火災発生(有無)等を本シートに記入する。
- GLは要援護者の安否確認を確実にし、支援の要否を「安否確認時要援護者支援」欄の(要 不要)に○印をつける。

<グループ内にけが人や火災が発生したら>

GL・G内協力者は安否確認報告よりも先にG内での救援(共助)を優先して行う。状況に応じて、119通報、近隣Gへの支援要請、組長への連絡、本部への救援要請等を行う。

《安否確認実施時の更に詳細な要領・留意事項》

⇒ 裏面を読んでください。

《世帯情報調査時の記入要領と手順(GL用)》

⇒ 裏面に記載。

本シートは、震度5弱以上の地震や災害が発生した場合に、グループ(G)内の安否確認と共助を的確に行うためのものです。
該当するグループ(G)のグループ員(G員)全戸に配布しますので、地震や災害時に備えいつでも使えるよう大切に保管してください。

《安否確認実施時の更に詳細な要領・留意事項》

＜GL宅が不在の時＞ G員の誰かがGL代理者としてGL宅前に立ち、G員からの安否確認報告を待つ。

＜GLの定位置＞ G内の安否確認が全て完了するまでは、GLの定位置は原則自宅前とする。但し、本部への救援要請、報告がない世帯への呼びかけ、組長への連絡等、安否確認実施中にやむを得ずGL自らが自宅を離れる場合は、必ず代理者をGL宅前に配置する。

＜G員から報告がない時＞ GL又はG内協力者はその世帯に呼びかけを行い、留守宅か、内部にけが人がいないか、その他異常がないかを確認する。呼びかけはチャイムだけでなく、宅地内に入って大声で呼びかけるなど、入念に行う(特に要援護者世帯や高齢者世帯に対して)。但し、訓練時はチャイムでの呼び出しに留める。

＜けが人や火災が発生した時＞ G内支援、本部支援を必要とすれば、それに応じて「G要支援」、「本部要支援」欄にその旨を記入する。
本部支援を必要とする場合は、本シートの作成・提出よりも本部(南自治会館)への救援要請を優先する。
本部への連絡のために必要であれば、GLはG員に協力を求める。

＜組長宅が不在の時＞ 前年度組長が組長に代わり組長宅前に立つ。

組長・前年度組長とも不在の時は、GLは本シートを直接対策本部(南自治会館)に提出する。

《世帯情報調査時の記入要領と手順(GL用)》

1. 情報班より本シートを年度初めに組長に配布する。組長は速やかに各グループリーダー(以下「GL」という)に手渡しし、調査を依頼する。

2. 組、第○グループ(以下「G」という)、世帯名、世帯人数、要援護者名(年令・捺印/署名確認「既同意者は○印」)、支援方法は前年分が表示されている。

3. GLは、世帯名、世帯人数、要援護者名(年令)を各G員に聴取し、変更があれば訂正又は追加する。

(注1) 世帯人数は夜間4日以上在宅者とする。(注2) 要援護者の避難時支援方法は、次の項目より選択し記入する。

手を引く、肩を貸す、二人で肩を貸す、おんぶ(体重)、車椅子(自身で用意)、リヤカー、二輪車、担架

なお、要援護者情報の取り扱いについては、プライバシー保護に万全の配慮を行うものとするが、災害時の要援護者支援のために、必要に応じて自主防災部関係者、防災関係団体に情報開示することがある旨説明し、捺印/署名を以て同意を得たと見做す。

4. 組長を経由して情報班に提出後、当該班は新しい要援護希望者の支援方法やシート上人数等を確認し、新しい安否確認用シートAを完成してGLに配付する。
但し、本シートに記入された要援護者については防災部事務局で審議する。

5. 本シートの記載事項に変更があった場合、GL・組長は随時情報担当 ○○(☎xxx-xxxx)まで連絡すること。

＜注意＞ 本シート表面の情報は安否確認のための個人情報につき、目的外では使用しないでください。

《別紙9》

情報2

2019年1月13日 改訂 自主防災部

安否確認シートB(組長用)

見本

1組

組長 : _____

副組長 : _____

代理 : _____

更新日: H 年 月 日

グループ別世帯数・住民人数				安 否 確 認 時 記 入 (災害時・訓練時等)						安否確認時 要援護者支援	
グループ (G)	グループ リーダー名	世帯数 (戸)	住民人数 (人)	在宅世帯数 (戸)	在宅人数 (人)	けが人 (人)	火災発生 (件)	グループ共助 (件)	本部救援要請 (件)	要人数 (人)	不要人数 (人)
第1G	〇〇〇〇	5	10								
第2G	〇〇〇〇	6	14								
第3G	〇〇〇〇	6	17								
第4G	〇〇〇〇	9	25								
第5G											
組合計	----	26	66								

当年度組長(自治会協力)

前年度組長(自治会協力員)

《本シートの作成と配布》

- 1) 3月に組長が交代する時、3月時点の安否確認シートAを基に組長交代を反映した本シートを作成し、次年度組長に配布する。
- 2) 世帯情報調査後に、新しい安否確認シートAを基に本シートを作成し、組長と副組長(前年度組長)に配布する。

《災害時・訓練時の本シートの記入・報告要領、救援要請手順》

- 1) 災害が発生した時、組長は腕章を着用し、自宅前に出てグループリーダー(以下「GL」という)からの安否確認報告を待つ。
但し、組長宅が不在の場合は、副組長(前年度組長)又は代理が組長代理者として組長宅前に立ち、GLからの安否確認報告を待つ。
- 2) 組長は当該グループリーダーより受領したシートAに基づき該当欄の在宅人数・在宅世帯数以降を転記し、完了後合計欄の集計を行う。
- 3) 組長は本シートの集計完了後、直ちに南自治会館の対策本部情報班へシートAを添えて提出する。
(事情によりグループからの報告が遅れている時は中間報告を行い、該当グループへ出向く等して、最終報告をする。)
- 4) 災害発生時の救援要請は、グループから南自治会館の対策本部へ直接行うが、状況によりグループから組長へ連絡又は救援要請があった場合は適切に対応する。
- 5) 組内の安否確認が全て完了するまでは、組長の定位置は原則自宅前とする。但し、本部への緊急連絡、報告がないGLへの連絡等、安否確認実施中にやむを得ず組長自らが自宅を離れて行かう場合は、必ず代理者を組長宅前に配置すること。

《別紙10》

安否確認シートC(本部集計表)

見本

2019年1月13日 改訂

災害発生日時: _____ 記入者: _____

組	世帯数	住民人数	在宅世帯		本部報告時間	けが人数	件 数			当日要援護者支援	
			世帯数	人数			火災発生	グループ共助	本部救援要請	要	不要
1組	24	63									
2組	21	62									
3組	25	68									
4A組	25	71									
4B組	21	75									
5組	21	50									
6組	22	54									
7組	25	54									
8組	24	60									
9組	21	56									
10組	23	53									
11組	30	86									
12組	23	60									
13組	25	75									
14組	24	72									
15組	26	68									
合計	380	1,027			平均						

1) 本部への救援要請はグループから南自治会館の本部統括班へ直接行う。

2) 安否確認集計は、組長からシートAおよびBを南自治会館の本部情報班が受領し、シートBの組合計値を本表に転記して行う。(目標40分以内)

3) 年度初めに調査したシートAに基づき各組の世帯数及び住民人数は予め事務局で記載する。

《別紙11》 要支援者名簿

H30年6月20日 更新
衣川台自主防災部 事務局長 印

災害発生日時: _____ 記入者: _____

<安否確認シートA登録者(要援護者)>

								災害時記入	
No.	組	G名	GL名	世帯名	世帯人数	要援護者氏名	避難時支援方法	安否確認実施	支援実施 (時刻・状況等)
1	1組	第4G	〇〇〇〇	〇〇	3	〇〇〇〇(年齢) 〇印	XXXXXXXXXX		
2	1組	第4G	〇〇〇〇	〇〇	2	〇〇〇〇(年齢) 〇印	XXXXXXXXXX		
3	2組	第1G	〇〇〇〇	〇〇	5	〇〇〇〇(年齢) 〇印	XXXXXXXXXX		
4	3組	第4G	〇〇〇〇	〇〇	2	〇〇〇〇(年齢) 〇印	XXXXXXXXXX		
5	4A組	第3G	〇〇〇〇	〇〇	4	〇〇〇〇(年齢) 〇印	XXXXXXXXXX		
6	4A組	第3G	〇〇〇〇	〇〇	1	〇〇〇〇(年齢) 〇印	XXXXXXXXXX		
7	6組	第1G	〇〇〇〇	〇〇	2	〇〇〇〇(年齢) 〇印	XXXXXXXXXX		
8						〇〇〇〇(年齢) 〇印	XXXXXXXXXX		
9	6組	第2G	〇〇〇〇	〇〇	2	〇〇〇〇(年齢) 〇印	XXXXXXXXXX		
10	6組	第3G	〇〇〇〇	〇〇	5	〇〇〇〇(年齢) 〇印	XXXXXXXXXX		
11						〇〇〇〇(年齢) 〇印	XXXXXXXXXX		
12	7組	第4G	〇〇〇〇	〇〇	1	〇〇〇〇(年齢) 〇印	XXXXXXXXXX		
13	8組	第2G	〇〇〇〇	〇〇	1	〇〇〇〇(年齢) 〇印	XXXXXXXXXX		
14	8組	第3G	〇〇〇〇	〇〇	2	〇〇〇〇(年齢) 〇印	XXXXXXXXXX		
15						〇〇〇〇(年齢) 〇印	XXXXXXXXXX		
16	9組	第3G	〇〇〇〇	〇〇	2	〇〇〇〇(年齢) 〇印	XXXXXXXXXX		
17	10組	第2G	〇〇〇〇	〇〇	1	〇〇〇〇(年齢) 〇印	XXXXXXXXXX		
18	10組	第3G	〇〇〇〇	〇〇	3	〇〇〇〇(年齢) 〇印	XXXXXXXXXX		
19	11組	第1G	〇〇〇〇	〇〇	3	〇〇〇〇(年齢) 〇印	XXXXXXXXXX		
20	11組	第2G	〇〇〇〇	〇〇	3	〇〇〇〇(年齢) 〇印	XXXXXXXXXX		
21	11組	第2G	〇〇〇〇	〇〇	4	〇〇〇〇(年齢) 〇印	XXXXXXXXXX		
22	11組	第4G	〇〇〇〇	〇〇	4	〇〇〇〇(年齢) 〇印	XXXXXXXXXX		
23	12組	第2G	〇〇〇〇	〇〇	2	〇〇〇〇(年齢) 〇印	XXXXXXXXXX		
24						〇〇〇〇(年齢) 〇印	XXXXXXXXXX		
25	15組	第1G	〇〇〇〇	〇〇	2	〇〇〇〇(年齢) 〇印	XXXXXXXXXX		

見本

<コピー不可・要支援者支援のための個人情報につき目的外での使用を禁止します。>

＜その他気がかりな高齢者等＞（災害時に、自治会、福祉委員、民生・児童委員、住民等からの情報提供による）								災害時記入	
No.	組	G名	GL名	世帯名	世帯人数	要援護者氏名	避難時支援方法	安否確認実施	支援実施（時刻）
26									
27									
28									
29									
30									
31									
32									
33									
34									
35									
36									
37									
38									
39									
40									
41									
42									
43									
44									
45									
46									
47									
48									
49									
50									

《別紙12》 一時避難者受付名簿(1)

年 月 日

衣川台自主防災部一時避難場所(南公園)

組 組長

様

(避難時班編成 第 班)

2019年1月13日 改訂 自主防災部

番号	G	氏名(フルネーム)	必要に応じて記入		避難支援 要(○印) (*1)	避難者確認 (○印)(*2)		備考
			年齢	性別		出発前	到着時	
1				男 女				
2				男 女				
3				男 女				
4				男 女				
5				男 女				
6				男 女				
7				男 女				
8				男 女				
9				男 女				
10				男 女				
11				男 女				
12				男 女				
13				男 女				
14				男 女				
15				男 女				
合 計 人 数								

- (*1) ①要援護者に登録されているかどうかを名簿で確認した上で、避難支援の要否を記入。
 ②要援護者以外の要支援者(傷病者、高齢者等)についても避難支援の要否を記入。
- (*2) ①情報班長の指示により組長は避難場所への出発前に速やかに点呼を執る(○印記入)。
 ②情報班長の指示により組長は避難場所到着後、速やかに点呼を執り(○印記入)、
 本表を情報班長に渡す。

《別紙12》 一時避難者受付名簿(2)

年 月 日

衣川台自主防災部一時避難場所(南公園)

組 組長

様

(避難時班編成 第 班)

2019年1月13日 改訂 自主防災部

番号	G	氏名(フルネーム)	必要に応じて記入		避難支援 要(○印) (*1)	避難者確認 (○印)(*2)		備考
			年齢	性別		出発前	到着時	
16				男 女				
17				男 女				
18				男 女				
19				男 女				
20				男 女				
21				男 女				
22				男 女				
23				男 女				
24				男 女				
25				男 女				
26				男 女				
27				男 女				
28				男 女				
29				男 女				
30				男 女				
合 計 人 数								

- (*1) ①要援護者に登録されているかどうかを名簿で確認した上で、避難支援の要否を記入。
 ②要援護者以外の要支援者(傷病者、高齢者等)についても避難支援の要否を記入。
- (*2) ①情報班長の指示により組長は避難場所への出発前に速やかに点呼を執る(○印記入)。
 ②情報班長の指示により組長は避難場所到着後、速やかに点呼を執り(○印記入)、
 本表を情報班長に渡す。

《別紙13》 近隣の医療機関

作成: H28年6月16日 事務局 田村修二

出典: 大津市地域防災計画資料編 消防・医療14 より抜粋

医療機関名	診療科目	救急	所在地	電話番号
<病院>				
出典: 大津市資料(平成24年12月:健康保険部)				
医療法人弘英会 琵琶湖大橋病院	内／外／消／循／呼／整外／脳神外／ 眼／泌尿／肛／皮／放／リハビリ／ 歯／矯正／小／歯口外	○	大津市真野五丁目1-29	573-4321
大津赤十字志賀病院		○	大津市和邇中298	594-8777
大津赤十字病院		○	大津市長等一丁目1-35	522-4131
医療法人 堅田病院	外／整外／内／胃／循／肛／リハビリ／ 放		大津市本堅田三丁目33-24	572-1281(代)
<診療所>				
出典: 大津市医師会(平成26年6月現在)				
よしだクリニック	外／整外／内／胃		大津市本堅田三丁目18-3	573-2111
かたた眼科医院	眼		大津市真野一丁目1コジャックビル2階	574-1311
はやし眼科医院	眼		大津市今堅田二丁目14-3	574-4321
山元医院 眼科皮膚科	眼／皮		大津市今堅田二丁目26-20	572-1166
青木レディースクリニック	産婦		大津市今堅田二丁目26-5	573-5215
中井医院	産婦／内		大津市和邇今宿572-4	594-0010
貴田耳鼻咽喉科	耳／鼻／咽		大津市本堅田五丁目21-6	573-7322
ひらた耳鼻咽喉科	耳／鼻／喉		大津市和邇高城267-1	594-8733
小児科 藤井医院	小		大津市仰木の里東一丁目16-2	571-2455
医療法人 岡本医院	小／外		大津市本堅田一丁目18-21	573-2838
医療法人湖明会 たかはし小児科循環器科医院	小／循／内		大津市今堅田二丁目8-21	572-3982
藤澤医院	小／内		大津市仰木の里東三丁目7-10	574-4120
おかじまクリニック	整外／リウマチ／リハビリ		大津市今堅田二丁目6-1	571-2166
さいとう整形外科医院	整外／リウマチ／リハビリ		大津市衣川一丁目18-8	573-9966
諸賀整形外科医院	整外／リハビリ		大津市和邇中浜334-1	594-5353
山田整形外科病院	整外／外／内／泌／リハビリ／リウマチ		大津市本堅田五丁目22-27	573-0058
医療法人明和会 びわこクリニック	精／神／内		大津市真野一丁目12-23	573-4800
山岡医院	精／神／内		大津市坂本六丁目27-21	578-0145
医療法人明和会 琵琶湖病院	精／神／脳外／内／心内		大津市坂本一丁目8-5	578-2023

医療機関名	診療科目	救急	所在地	電話番号
糖尿病クリニック堅田	内(糖尿病)(脂質代謝)		大津市本堅田五丁目20-10	514-8390
医療法人 銀杏会 まつだ内科 胃腸科	内／胃		大津市雄琴北一丁目6-14	577-3210
坂本医院	内／胃／外		大津市下阪本六丁目19-1	578-1235
おち医院	内／外		大津市本堅田四丁目16-6-206	574-1850
医療法人 エルシーエー日吉台診療所	内／外／小／胃／整外／放／リハビリ		大津市日吉台四丁目15-1	579-3833
医療法人 祐森クリニック	内／眼／胃／アレルギー		大津市和邇中浜460-1	594-5611
医療法人社団 山田内科	内／循／呼		大津市坂本七丁目6-11	578-5880
やすい総合内科クリニック	内／循内／消内／糖内		大津市坂本三丁目33-22	578-8800
医療法人 滋賀勤労者保健会 坂本民主診療所	内／小		大津市坂本六丁目25-30	579-7121
田中ファミリークリニック	内／小／泌尿		大津市本堅田四丁目6-22	573-7070
饗庭医院	内／消		大津市苗鹿二丁目34-15	578-1231
医療法人 緑泉会 小泉医院	内／消		大津市今堅田二丁目26-15	571-0575
仰木の里クリニック	内／消／放		大津市仰木の里一丁目14-7	573-2330
医療法人 恵和会 林内科クリニック	内／消内／循内		大津市今堅田二丁目16-11	573-4456
和迓診療所	内／泌		大津市和邇中190-1	594-0029
医療法人 湖青会 青木医院	内／皮／肛／麻／外／放／リハビリ		大津市和邇高城260-1	594-4018
わたなべ湖西クリニック	内科／循		大津市下阪本六丁目38-11	577-1577
高山クリニック	脳神外／整外／リハビリ		大津市雄琴北二丁目2-31	577-3001
桐山皮ふ科	皮		大津市真野一丁目1-62江若交通ビル1階	574-3080
せと肛門・胃腸クリニック	肛／胃／内／外		大津市小野375-1	594-8533
医療法人 せせらぎ会 浮田クリニック			大津市本堅田六丁目36-1	574-3751

《別紙14》 衣川台周辺AED設置場所

作成: H29年10月12日 事務局

出典: 大津市消防局 AED(自動体外式除細動器) 登録・公表制度
公開資料より抜粋(更新日: 2017年6月30日)

<持ち出し使用可能>

公開名称	住所	設置台数	学区
堅田保育園	大津市本堅田四丁目26-1	1	堅田
株式会社滋賀銀行 堅田駅前支店	大津市本堅田五丁目18番12号	1	堅田
ローレルコート堅田	本堅田五丁目22-12	1	堅田
ウエルシア大津堅田店	大津市本堅田五丁目9-12	1	堅田
大津市立北老人福祉センター	大津市今堅田二丁目4番1号	1	堅田
今堅田公民館	大津市今堅田一丁目16番11号	1	堅田
琵琶湖大橋 翔裕館	大津市本堅田四丁目4-18	1	堅田
天神山保育園	大津市本堅田六丁目3-1	1	堅田
「道の駅」びわ湖大橋米プラザ	大津市今堅田三丁目1番1号	1	堅田
(株)平和堂 アル・プラザ堅田	大津市本堅田五丁目20-10	1	堅田
イズミヤ株式会社堅田店	大津市今堅田三丁目11番1号	1	堅田
JAレーク大津 仰木出張所	大津市仰木四丁目16番6号	1	仰木
仰木星の子保育園	大津市仰木の里一丁目28-1	1	仰木の里
雄琴臨水公園プール	大津市雄琴六丁目4-24	1	雄琴
びわ湖花街道	大津市雄琴一丁目1番3号	1	雄琴
JRおごと温泉駅	大津市雄琴北一丁目3番12号	1	雄琴
JAレーク大津 雄琴出張所	大津市雄琴一丁目	1	雄琴
オーパルオプテックス株式会社	大津市雄琴五丁目8番12号	1	雄琴
滋賀銀行 仰木雄琴出張所	大津市雄琴北一丁目6番4号	1	雄琴
株式会社琵琶湖グランドホテル	大津市雄琴六丁目5番1号	1	雄琴
星の子保育園	大津市雄琴二丁目17番13号	1	雄琴

<事業所内でだけ使用可能>

公開名称	住所	設置台数	学区
大津市立堅田幼稚園	大津市本堅田三丁目7-17	1	堅田
滋賀県立堅田高等学校	大津市本堅田三丁目9-1	1	堅田
堅田児童クラブ	大津市本堅田三丁目8-3	1	堅田
大津市立堅田小学校	大津市本堅田三丁目6-1	1	堅田
大津市北部地域文化センター	大津市堅田二丁目1番11号	1	堅田
大津市立堅田中学校	大津市本堅田三丁目22番1号	1	堅田
大津市立仰木小学校	大津市仰木四丁目15-8	1	仰木
大津市立仰木幼稚園	大津市仰木四丁目1-30	1	仰木
仰木児童クラブ	大津市仰木四丁目15-8	1	仰木
仰木の里児童クラブ	大津市仰木の里四丁目4-1	1	仰木の里
大津市立仰木の里小学校	大津市仰木の里四丁目4-1	1	仰木の里
大津市立仰木の里幼稚園	大津市仰木の里三丁目10-1	1	仰木の里
滋賀県立北大津高等学校	大津市仰木の里一丁目23-1	2	仰木の里
大津市立仰木中学校	大津市仰木の里五丁目1番1号	1	仰木の里
仰木の里公民館	大津市仰木の里七丁目	1	仰木の里
大津市立仰木の里東小学校	大津市仰木の里東六丁目1-1	1	仰木の里東
仰木の里東児童クラブ	大津市仰木の里東六丁目1-2	1	仰木の里東
大津市立仰木の里東幼稚園	大津市仰木の里東六丁目4-1	1	仰木の里東
湖西浄化センター	大津市苗鹿三丁目1番1号	1	雄琴
大津市立雄琴小学校	大津市雄琴二丁目16番1号	1	雄琴
里湯昔話雄山荘	大津市雄琴一丁目9番28号	2	雄琴
大津市立雄琴幼稚園	大津市雄琴二丁目16番1号	1	雄琴
大津市立雄琴児童クラブ	大津市雄琴二丁目16-1	1	雄琴
株式会社湯元館	大津市苗鹿二丁目30番7号	1	雄琴

《別紙15》 災害時の初動チーム態勢

H29年 8月 9日 作成(田村修二)

H29年10月12日 別紙追加(田村修二)

R元年12月1日 改定(上田 孝)

衣川台自主防災部 事務局

1. 目的

防災計画 5-1. 対策本部の設置 ④に基づき、震度5弱以上の地震が発生した場合、下記の4点を目的として初動チーム態勢をとる。

- ①住民への安否確認実施の広報、組長への安否確認実施の伝達および組長不在時の対応等、円滑な安否確認実施を指示
- ②被災者の救助および初期消火等において、緊急を要する場合の対策本部への救援要請
- ③家屋、道路等、被災状況の把握と報告
- ④その他、緊急かつ不測の事態について対策本部への連絡

2. 初動チームの編成と指揮

- ① 初動チームは4チーム(A、B、C、D)とし、各チーム3名で構成し、以下のメンバーとする。
 - イ. メンバーは、情報班、消火班、救出救護班各3名、避難誘導班2名、給食給水班1名とし、各班長がこれを選出する。なお、有事における選出がスムーズに行えるように、班長は、出来る範囲で前もって自班活動員の中から選出しておく。
 - ロ. その他、通信中継者および対策本部受信者として、統括班より2名を統括班長が選出する。
- ② 初動チームA、B、C、Dへの要員割り当て及び各チームのリーダーは筆頭副部長が決める。
- ③ 実際の災害時に所定の要員が集まらない場合は、筆頭副部長が各班に要員の選出を求め、次善の体制を整えるものとする。
- ④ 初動チーム全体の活動は筆頭副部長の指揮のもと、統括班が担当する。

3. 各初動チームの役割

- ①リーダー➡初動チームの活動全体を把握し、チーム内において適宜、指示・補佐する。携帯電話またはトランシーバーにより対策本部と連絡を取り、必要に応じ緊急出動要請を行う。なお、通信が出来ない場合は、伝令による連絡をとる。
- ②広報担当➡拡声器およびサイレンによる安否確認の広報および、被災状況の外観的確認を行い、本部に帰着後、報告する。
- ③安否確認担当➡組長に対して安否確認実施を伝達し、実施状況を確認の上、状況に応じて対応をアドバイスする。組長不在時は、前年度組長への伝達等、現場での適切な対応を指示する。

4. 初動チームの巡回活動前の準備

- ①中継担当者および対策本部受信者と携帯電話番号の交換およびトランシーバーの同期とテスト
- ②拡声器の準備とテスト
- ③初動チームチェック項目表の確認(別途様式)
- ④初動チーム地図および共助名簿の確認

5. 巡回ルートと巡回方法

- ①衣川台を4区域に分割し、各区域毎に、徒歩により巡回する。
- ②区域の分割と巡回ルートは別途定める(初動チーム地図)
- ③巡回に要する時間は、概ね20～30分とし、30分を超えないように配慮する。
- ④中継担当者は、トランシーバーを持ち、南自治会館前通りの北端にて連絡を中継する。

6. 「安否確認実施」等の広報文の作成

- ① 広報の内容は、「対策本部の設置(広報の実施者)」「地震情報(発生時刻、震度等)」「安全確保の注意喚起(安全な場所への退避、火の始末、電気・ガスの始末等)」「安否確認実施の要請」等を必要に応じて盛り込む。
- ② 広報文は統括班が作成し、本部長及び筆頭副本部長が確認する。

I. 警戒、避難準備、避難勧告、避難指示への対応

1. 警報、警戒情報、避難準備～避難指示の流れ

大雨警報、大雨特別警報(気象庁)



土砂災害警戒情報(滋賀県・彦根気象台)



避難準備情報発令(市町村) 警戒レベル3

避難勧告情報発令(市町村) 警戒レベル4

避難指示情報発令(市町村) 警戒レベル4

2. 自主防災部の対応

＜情報収集＞

大雨情報(ニュース)、大雨警報・大雨特別警報(気象庁)を確認

土砂災害警戒情報(滋賀県・彦根気象台)を確認

<http://shiga-bousai.jp/index.php>



土砂災害警戒判定メッシュ情報(気象庁)を確認 ＜参考資料＞参照

<http://www.jma.go.jp/jp/doshamesh/index.html>

今後の雨(降水短時間予報/15時間後まで)(気象庁)を確認

<https://www.jma.go.jp/jp/kaikotan/>

＜警戒レベル3未満－1＞ 役員は自宅待機

① 土砂災害警戒判定メッシュ情報で衣川台地域が赤(■)の場合。

② 警戒レベル3(避難準備情報発令)となる可能性がある。

＜警戒レベル3未満－2＞ 役員は南自治会館に集合

① 土砂災害警戒判定メッシュ情報で衣川台地域が紫(■)、濃紫(■)の場合。

② または今後の雨(降水短時間予報/15時間後まで)(気象庁)より、夜間に紫(■)、濃紫(■)に変わる可能性が大きいと判断した場合。

③ 警戒レベル3(避難準備情報発令)となる可能性が大きい。対応策を協議、対策本部設置の準備。

＜警戒レベル3(避難情報発令)以上＞ 対策本部設置

大津市が避難情報を発令。必要に応じて活動員を招集。

＜対応の詳細＞

＜役員からの情報提供と情報共有＞

① 対応を適切に行うため、部長・筆頭副部長・副部長等が状況判断に必要な情報を得られない場合を想定し、役員は状況判断に必要な情報を部長・筆頭副部長・副部長に提供する。

② また、役員間での情報共有に努める。

＜警戒レベル3未満－1＞ 避難準備情報発令前

① 防災計画 5-1. 対策本部の設置 ① に準じて、部長・筆頭副部長・副部長は緊急協議し、役員に待機を連絡する。

② 部長・筆頭副部長・副部長が不在の場合は、次の指揮権者が複数で協議して実施する。

＜警戒レベル3未満－2＞ 避難準備情報発令前

① 未だ避難準備情報は発令されていないが、発令される状況にあると判断し、役員を招集して対応策を協議する。

② 対策本部設置の準備、警戒レベル3(避難準備情報発令)に備える。

③ 指揮者は、上記＜警戒レベル3未満－1＞の場合と同様。

＜警戒レベル3＞ 避難準備情報発令

① 対策本部設置(役員・活動員への連絡と集合)

② 支所、自主防災会等から情報収集(避難所の準備状況等)

③ 一時避難場所確保(雨天のため南自治会館、または北自治会館)

④ 土砂災害危険区域へ避難準備情報を広報。該当区域の警戒・監視。

⑤ 該当区域の要援護者・高齢者世帯に一時避難を呼びかけ、要援護者の避難を支援する。

＜警戒レベル4＞ 避難勧告、避難指示発令

＜警戒レベル3＞対応に加え、土砂災害危険区域の世帯に戸別に一時避難を呼びかける。

＜警戒レベル5＞ 現に災害が発生

所定の災害発生時対応を行う(安否確認、救出救護、避難誘導、要援護者避難支援)

II. 要援護者の避難支援、避難場所の設置・運営について

1. 避難者の制約

避難場所での室内移動(立ち上がり、座る、寝る、歩行等)、飲食、排泄等に介助が必要な場合は介助者が同伴する。自主防災部では介助ができない旨、事前に対象者に伝えておく。

2. 避難者が準備するもの

敷き毛布、掛け毛布、枕、飲み物、軽食等、避難者が一時避難で必要とする物。

3. 要援護者の避難支援

雨中での避難となる場合、役員・活動員、近隣で車を出せる者が車を提供する。

4. 一時避難場所設置

- ① 一時避難場所の設置は、＜警戒レベル3＞以上とするが、その前に自主避難の希望がある場合は、個別に希望者と相談して一時避難場所を設置するかどうかを決める。
- ② 一時避難は原則日中(半日程度)、または夕方～翌朝とする。
- ③ 一時避難場所は南自治会館とする(洋式トイレ、テレビ、机、椅子、スペース、停電対応等を配慮)ただし、避難者が多い場合は要介助者を優先し、スペースが足りない場合は北自治会館使用。
- ④ 南自治会館に段ボールの敷物、または段ボール簡易ベッドを備える。

5. 一時避難場所の運営

- ① 対策本部は一時避難場所の管理者(見守る者)を複数人決める。
- ② 管理者は交代で一定時間ごとに様子を見に行くか、または一時避難場所に待機して様子を見る。

6. 避難所(仰木の里東小学校)への避難

- ① 避難所(仰木の里東小学校)が開設されれば、対策本部は状況を見て避難所への移動を判断する。
- ② 要援護者に対して移動を支援する。
- ③ 避難所への移動後は、避難所の運営に引き継ぐ。

7. 避難情報解除後の対応

- ① 対策本部は避難情報解除を確認後、帰宅支援を関係者に連絡する。
- ② 要援護者の帰宅支援は、要援護者と支援者が個別に相談した上で、対応する。

<参考資料>土砂災害警戒判定メッシュ情報 危険度の色と避難行動

色が持つ意味 (気象庁の判断)	説明 (気象庁の見解)	内閣府のガイドライン で土砂災害警戒区域 等を対象に発令が必要 とされている避難情報 (大津市の判断)	国が定めた 警戒レベル (*)
---	くすでに災害が発生している状況 市が災害発生情報を発令、命を守るための最善の行動を呼びかけ。(*) ⇒		警戒レベル5
濃紫(■) 極めて危険 すでに土砂災害警戒情報 の基準に到達	[実況で土砂災害警戒情報の基準に到達] 過去の重大な土砂災害発生時に匹敵する極めて危険な状況。命に危険が及ぶような土砂災害がすでに発生しているもおおしくない。この状況になる前に土砂災害危険箇所・土砂災害警戒区域等の外の少しでも安全な場所への避難を完了しておく必要がある。	避難指示(緊急)	警戒レベル4
紫(■) 非常に危険 2時間先までに土砂災害 警戒情報の基準に到達 すると予想	[予想で土砂災害警戒情報の基準に到達] 命に危険が及ぶような土砂災害がいつ発生してもおおしくない非常に危険な状況。速やかに土砂災害危険箇所・土砂災害警戒区域等の外の少しでも安全な場所への避難を開始する。	避難勧告	
赤(■) 警戒(警報級) 2時間先までに警報基準 に到達すると予想	[実況または予想で大雨警報の基準に到達] 土砂災害への警戒が必要。避難の準備をして早めの避難を心がける。高齢者等は速やかに土砂災害危険箇所・土砂災害警戒区域等の外の少しでも安全な場所への避難を開始する。	避難準備・ 高齢者等避難開始	警戒レベル3
橙(■) 注意(注意報級) 2時間先までに注意報基 準に到達すると予想	[実況または予想で大雨注意報の基準に到達] 土砂災害への注意が必要。今後の情報や周囲の状況、雨の降り方に注意する。	—	警戒レベル2

(*) 平成31年(2019年)3月29日付け「避難勧告等に関するガイドライン」改訂 内閣府(防災担当)が発表